

認可外保育施設等

(認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業)

類型	園名	郵便番号	住所	電話番号
認可外保育施設	チャイルドマインダー うみいろ・そらいろ	470-0134	日進市香久山3-616	052-804-8806
	memory tree 赤池保育園	470-0126	日進市赤池5-1602	052-853-9697
	さんさん教室	470-0133	日進市梅森台2-79-3	052-870-8704
一時預かり事業	北部保育園	470-0136	日進市竹の山4-504	0561-72-3731
	中部保育園	470-0124	日進市浅田町平池35	052-802-2859
	米野木台西保育園	470-0112	日進市藤枝町廻間1-1	0561-75-5900
	日東保育園	470-0102	日進市藤島町寺下乙29	0561-72-0459
	あかいけ屋下保育園	470-0126	日進市赤池町屋下348	052-800-2155
	日進めばえ保育園	470-0115	日進市折戸町笠寺山 62-162	0561-56-0377
病児保育事業	日進おりど病院・病児・ 病後児保育センター	470-0115	日進市折戸町西田面110	0561-65-5020
子育て援助活動 支援事業	にっしんファミリー・ サポート・センター	470-0113	日進市栄4-1002-2 (にっしん子育て総合支援センター内)	0561-74-6262

1 保育料（利用料）の無償化

3～5歳児（小学校就学前）までの子どもは月額37,000円まで、0～2歳児までの住民税非課税世帯の子どもは月額42,000円までの利用料が無償化の対象になります。給食費、通園費、行事費等は無償化の対象となりません。

無償化の対象になるには、施設等利用給付認定（新2号認定、新3号認定）を受ける必要があります。

*施設利用給付認定については、就労などの要件（認可保育所の利用と同等の要件）がありますので、こども課までご確認ください。

【対象施設】 認可外保育施設（一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等）、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【対象児】 新2号・新3号認定（保育の必要性がある方）

新3号	0～2歳児 (クラス年歳)	住民税 課税世帯	無償化の対象外
		住民税 非課税世帯	42,000円/月まで無償
新2号	3～5歳児(クラス年歳)		37,000円/月まで無償

注1：保育所、認定こども園等を利用できない方が対象となります。

注2：無償化の対象となる認可外保育施設は、愛知県に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。

ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間（5年間）を設けます。